大阪府茨木市安元
一〇四六番　十六号
一〇四五番　十七号及び十八号
四七番七　十九号
八二番　二十号
二三二番　二十一号
七八番　二十二号

○国土交通省告示第三百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十三年四月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　明治三十一年内務省告示第八十七号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を明治三十一年内務省告示第八十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲高科
字中屋敷　五一五番三　一号
字裏山　七九五番一　二号及び三号
七九二番一　四号及び五号

○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間

変更前　敷地の幅員　延長
後別　後　一七・二〇～一九・四九メートル　一六・〇八～二六・四〇キロメートル　〇・三八七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　八号
(二)　供用開始の区間　柏崎市岩上字刈又三〇五番一から同市田中字田屋の下一一三四番二まで
(三)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

柏崎市岩上字刈又三〇五番一から同市田中字田屋の下一一三四番二まで
八号　柏崎市田中字横枕一一二〇番二から同市田中字田屋の下一一三四番一まで
供用開始の期日　平成二十三年四月六日

字東屋敷　五五二番一　六号
五三八番　七号
五三四番　八号

○国土交通省告示第三百六十六号

株式会社ジャルエクスプレスからの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十三第九〇〇一号、平二十三第九〇〇二号、平二十三第九〇〇三号）については、平成二十三年三月十日付け国運審第三十二号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十三年四月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

○国土交通省告示第三百六十七号

大戸川ダムの建設に関する基本計画（平成三年建設省告示第五百四十号）を廃止したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

人事異動

内閣

白井早由里（白井さゆり）
日本銀行政策委員会審議委員に任命する（四月一日）

宮内庁

（長官官房参事官）内閣府事務官　吉田　悦教
総務省に出向させる
（書陵部編修課長）同　岩壁　義光
（管理部大膳課長）同　矢澤　久男
（管理部宮殿管理官）同　坂本　吉秀
定年退職（各通）（以上三月三十一日）
（総務省大臣官房付）総務事務官　古賀　浩史
内閣府事務官（長官官房参事官）に転任させる
（編修調査官）内閣府事務官　詫間　直樹
書陵部編修課長に昇任させる
（管理部車馬課長）同　髙橋　要三
管理部大膳課長に配置換する
管理部車馬課長に採用する　萩原　一彦
（宮内庁病院事務長）内閣府事務官　宇梶　幹夫
管理部宮殿管理官に昇任させる（以上四月一日）

総務省

家田　愛子　石橋　純二
小林　ゆか　高橋　省吾
徳本　広孝　岡本多喜子
小西　輝子　榊　誠
中村　耕三　樋口由美子
湯澤美都子
退職手当・恩給審査会委員に任命する
期間は平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする（各通）（四月一日）

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局総務課調査官）総務技官　青木　栄
経済産業省に出向させる（三月三十一日）
（公害等調整委員会事務局審査官）検事兼総務事務官　鈴木　義和
（同）同　藤澤　孝彦
総務事務官（公害等調整委員会事務局審査官）の併任を解除する（各通）
（東京地方検察庁）検事　矢﨑　豊
（同）同　近藤　裕之
総務事務官（公害等調整委員会事務局審査官）に併任する（各通）
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　川原　修司
総務技官（公害等調整委員会事務局総務課調査官）に転任させる（以上四月一日）

法務省

○定年退官
佐久区検察庁副検事大井良春は、検察庁法第二十二条の規定により四月三日限り定年退官

財務省

独立行政法人酒類総合研究所理事長に任命する　木崎　康造
独立行政法人酒類総合研究所監事に任命する　椿本　雅朗　沼野　伸生
独立行政法人酒類総合研究所監事に任命する（各通）　新原　芳明
独立行政法人造幣局理事長に任命する　森山　潔　和田　馨
独立行政法人造幣局監事に任命する（各通）　南木　通
独立行政法人国立印刷局理事長に任命する　櫻井　博之　高橋　静雄
独立行政法人国立印刷局監事に任命する（各通）　中村　邦夫
日本銀行参与に任命する
（大臣官房参事官）財務事務官　浅川　雅嗣
大臣官房審議官を命ずる
（独立行政法人国立印刷局理事）大野　雅人
財務事務官に任命する
大臣官房参事官を命ずる
（独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校事務部長）　仮野　宏
財務事務官に任命する
中国財務局総務部部付を命ずる
福岡財務支局理財部次長を命ずる